

平成27年度 第1回安芸高田市いじめ問題対策委員会 会議録

開催日時：平成27年7月21日（火）午後2時～3時30分

開催場所：安芸高田市教育委員会内会議室

委員等の出席状況

出席委員	(敬称略)	
	坪田 雄二	公立大学法人県立広島大学 教授
	重本 久美榮	臨床心理士
	田邊 介三	安芸高田市PTA連合会 会長
	土井 実貴男	安芸高田市総務部総務課 課長
	青山 勝	安芸高田市総務部危機管理課 課長
	野川 栄治	安芸高田市市民部人権多文化共生推進課 課長
	佐々木 幸浩	安芸高田市福祉保健部社会福祉課 課長
	岩崎 猛	安芸高田市福祉保健部子育て支援課 課長
	坂本 克義	安芸高田市立小中学校教頭会 副会長
	井上 佳代	安芸高田市立小中学校教頭会 会長
	中井 純子	安芸高田市適応指導教室 所長
	松原 美和子	安芸高田市家庭教育支援員
欠席委員	なし	
出席した 事務局職員	永井 初男	安芸高田市教育委員会 教育長（開会あいさつ後に退席）
	叶丸 一雅	安芸高田市教育委員会事務局 教育次長
	児玉 晃	安芸高田市教育委員会事務局 学校教育課長
	宮地 嗣	安芸高田市教育委員会事務局 学校教育課学校教育指導係 主任指導主事
傍聴者	なし	

会議日程及び配布資料

○委嘱状の交付

○教育長あいさつ

○開会

1. 教育長あいさつ
2. 委員、事務局職員自己紹介
3. 委員長、副委員長の選任
4. 委員長あいさつ

○日程第1 【事務局諸連絡等】

1. 配布資料等について

○日程第2 【議事】

1. 安芸高田市いじめ問題対策委員会の会議運営について
2. 安芸高田市いじめ問題対策委員会の会議録について
3. 安芸高田市いじめ問題対策委員会の会議録の公表について
4. 安芸高田市いじめ問題対策委員会の傍聴に関する取扱い基準について

○日程第3 【報告】

1. 平成26年度のいじめ問題等の状況について

○日程第4 協議

1. 平成27年度のいじめ事案について（平成27年4月～7月）

○日程第5 その他

○閉会

1. 副委員長あいさつ

—配布資料—

- ・「平成27年度 安芸高田市いじめ問題対策委員会委員名簿」（資料1）
- ・『いじめ問題対策連絡協議会』と『いじめ問題対策委員会』（資料2）
- ・「いじめ事案の対応フロー図」（資料2）
- ・「安芸高田市内小中学校における生徒指導上の諸問題について」（資料3）
- ・議事（1）「安芸高田市いじめ問題対策委員会の会議運営について」
- ・議事（2）「安芸高田市いじめ問題対策委員会の会議録について」
- ・議事（3）「安芸高田市いじめ問題対策委員会の会議録等の公表について」
- ・議事（4）「安芸高田市いじめ問題対策委員会の傍聴に関する取扱い基準について」
- ・日程第4「平成27年度のいじめ事案について」に関する資料（会議終了後回収）

会 議 概 要

○委嘱状の交付

(開会に先立ち、教育長から代表委員に委嘱状を交付した。)

○教育長あいさつ

本日は、平成 27 年度安芸高田市いじめ問題対策委員会のご案内をさせていただいたところ、委員の皆様方には、公私ともに大変お忙しい中ご出席いただきまして、感謝を申し上げます。ありがとうございます。

すでにご承知いただきますように、平成 25 年 6 月に「いじめ防止対策推進法」が成立し、本市におきましても、昨年 6 月に「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの早期発見、早期対応及びいじめの未然防止に取り組んでいるところでございます。

本いじめ問題対策委員会につきましては、設置条例を制定し、今年 1 月に第 1 回目となる会議を開催いたしました。昨年は県立広島大学から中瀬古教授に委員をお願いしておりましたが、この春県外の大学に転出されたということで、今年度は新たに坪田雄二教授を委員としてお迎えしております。坪田先生どうぞよろしくお願いいたします。

さて、安芸高田市においてはこの間、幸いにもいわゆる「重大事態」に至るいじめ事案は生起していませんが、全国的にみれば、今年の 2 月 20 日、神奈川県川崎市で、13 歳の中学 1 年生の少年が殺害され、遺体を遺棄され、少年 3 名が殺人容疑で逮捕されるという痛ましい事件が発生しました。最近では岩手県の中学 2 年生の自死事案も報道されたところです。今日、学校・行政・地域社会の関係者は、こうした事案を防げなかったという反省と同時に、他にも危険にさらされている児童生徒が身近にいるのではないかという危機感をいっそう強めているところです。こうした状況の中、本年 3 月 31 日に文部科学省から、「児童生徒の『被害のおそれ』に対する学校における早期対応について」の「指針」が示され、次のような場合については、特に対応を強化することとなっています。

- ①児童生徒が所在不明の場合 ②家庭の協力が特に得にくく連絡が取れない場合
- ③学校外の集団との関わりがある場合 ④欠席が続く場合

本市におきましては、これらに該当する児童生徒は現段階においては把握しておりませんが、この指針をふまえ教育委員会、学校において取組の充実を期しているところです。岩手県の中学 2 年の男子生徒が「いじめ」を苦に電車に飛び込んだとみられる事案につきましては、当該生徒が生活ノートに 4 月からいじめを受けていることを訴え、助けを求めていたにもかかわらず命を落とすこととなり、担任や学校の対応について厳しい非難が集中しています。安芸高田市といたしましてもこれらの事案を教訓とし、今後とも、関係機関、関係団体と緊密な連絡をとりながら、緊張感を持っていじめの問題に取り組んでまいります。委員各位におかれましては、今後ともご支援とご協力を賜りますようお願いをさせていただき、開会のあいさつといたします。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(この後、退席)

○委員、事務局職員自己紹介

(委員、事務局職員がそれぞれ自己紹介をした。)

○委員長、副委員長の選任

(事務局から、委員長に坪田雄二氏、副委員長に中井純子氏を提案し、了承された。)

○委員長あいさつ

皆様のご指名により委員長に就任しました坪田でございます。非常に責務を感じております。いじめに関しましては、普段から学校、教育委員会等で日々努力をなされているということで、先ほどの教育長の話にありましたように重大な事案は幸い安芸高田市では起こっていないということではあります。しかしながら、全国を見ますと、実

	<p>際には色々なことが報告されております。「いじめ」というのは、いろいろな考え方があると思いますが、やはり早期発見、早期対応というのが基本的な原則だろうと私は思っております。このいじめ問題対策委員会は、早期発見、早期対応の環境づくりの一躍を担う立場にあるのではないかなと認識しておりますので、そういう責任を果たせるように委員の皆さんのご協力の下に進めていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>ここからは、坪田委員長に会議の議長となつていただき、進行をお願いしたいと思います。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
委員長	<p>それでは、レジメに沿つて会議を進めます。</p> <p>日程第1「事務局諸連絡等」①「配布資料等について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>配布資料等について説明いたします。</p> <p>ファイルに閉じられている資料から説明いたします。まず「法律」をご覧ください。既に皆さんよくご存知いただいているところですが、平成23年に滋賀県大津市立中学校の生徒がいじめを苦にして自死した事件を契機として制定された法律です。法律には地方公共団体、学校、保護者等の責務やいじめ防止基本方針の策定、本日開催しているいじめ問題対策委員会等の設置について規定されています。特に、第2条第1項に「いじめの定義」の規定があります。ご覧ください。「この法律において『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されています。</p> <p>次に6ページ第28条第1項をご覧ください。「重大事態への対処」の規定があります。「学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくさせられている疑いがあると認めるとき。」と定められています。</p> <p>次に条例・規則ですが、市の条例・規則により、いじめ問題に関する組織を3つ設置しております。この組織については資料2をご覧ください。3つの組織というのは、「いじめ問題対策連絡協議会」、本日開催している教育委員会の諮問機関である「いじめ問題対策委員会」、市長の諮問機関である「第三者調査委員会」です。まず、この「いじめ問題対策連絡協議会」ですが、この組織はいじめ問題に係る機関・団体等の方で構成する、いわゆる「ネットワーク会議」です。役割といたしましては資料にありますように「いじめに関する対応状況等に係わる情報の共有」「必要な対策の確認」が主なもので、地域社会全体で、いじめの問題に取り組んでいこうとする基礎的な組織といえます。</p> <p>一方、本日開催しておりますいじめ問題対策委員会ですが、これは教育委員会の諮問機関でありますので、教育委員会から出された諮問に対し、対策委員会で意見をまとめ、答申として教育委員会に返すという組織です。基本的な役割について昨年度の会議で確認をしたところですが、まず「重大事態の調査」、2つ目に、安芸高田市いじめ防止基本方針の検証作業、3つ目は、安芸高田市の小中学校で生起したいじめ事案に対する学校・安芸高田市教育委員会の対処への助言等、この3点が本対策委員会の大きな役割と考えております。本日の日程第4が小中</p>

	<p>学校で生起したいじめ事案に対する学校・安芸高田市教育委員会の対処への助言ということになるかと思います。</p> <p>次に資料2の裏面をご覧ください。いじめ事案が生起した際の対応フロー図です。いじめ事案が生起した場合、解決に至るケースと重大事態に至るケースが考えられますが、通常の場合、いじめ事案が生起した場合、学校のいじめ防止委員会により、いじめの防止、いじめの早期発見、早期対応を組織的に行うようになっていきます。市教委は学校と連携し、いじめ事案に対しての指導・助言を行います。また、市長には、必要に応じて、市教委から報告をいたします。事案が重大事態に発展した場合は、学校では、調査組織を編成し、早期に対応します。市教委では、学校の調査組織による対応が難しい場合、「いじめ問題対策委員会」に諮り調査を実施します。学校あるいは市教委の調査結果を受けて、再調査が必要と市長が判断した場合、市長の諮問機関である「いじめ問題に関する第三者調査委員会」が調査を実施することとなります。</p> <p>全ての資料を細かく説明することはできませんが、時間の都合がつかうときに資料に目を通していただき、ご不明な点などがあれば遠慮なく学校教育課にご連絡いただければと思います。配布資料等については以上でございます。</p>
委員長	ただいまの事務局の説明について、何か質問はございませんか。
委員	先ほどの対応フロー図の説明の中で、「学校の調査組織による対応が難しい場合（に「いじめ問題対策委員会」で調査する）」とありましたが、「難しい場合」というのは、どのようなものがあるのですか。
事務局	<p>これまでも、いじめ事案について、マスコミで報道等されていますが、例えば、いじめ事案に関して学校側の対応について保護者の理解が得られない場合があります。そのような場合に保護者の意向を汲み学校外の調査組織で調査をするケースが考えられます。</p> <p>また、安芸高田市は小規模な学校が多く、組織的な対応がなかなか難しい場合もあるのではないかと想定しております。色々なケースが考えられると思いますが、教育委員会として学校が調査を行うことが適当でないと判断した場合、そのようにしたいと考えています。</p>
委員長	<p>それでは、日程第2「議事」に移ります。</p> <p>(1)から(4)まで4つの議事がありますが、関連がありますので一括で事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>いじめ問題対策委員会の会議運営についての議事です。資料ファイルの「条例」第15条をご覧ください。委任事項があります。「この章に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が対策委員会に諮って定める」とあります。いじめ問題対策連絡協議会では、昨年度の定例会議で、会議運営等に関する議事を提案し承認していただいたところですが、対策委員会では、「会議の傍聴」に関し、例えば、重大事態の調査を対策委員会で行う時に、被害児童等の保護者の方、あるいはマスコミの方が会議の傍聴を希望された場合にどう対処したらいいのかという疑問点もあり、昨年度の対策委員会では決定するのは控えました。委員の方から、他の市町の様子を聞いてほしいとの意見もいただきましたので、その後、事務局で他の市町に聞いてみました。そうしたところ、個人情報等が明らかになる内容の会議においては秘密会とし、保護者であれ傍聴は認めないという方針をとっているようです。従って、本市においても通常の会議内容は公開とする一方、いじめ事案について具体的な説明等をする場合や、重大事態に関わる調査を行う場合は非公開とし、傍聴は認めないこととするのが適当であろうと考えております。こういった観点を踏まえ、本日議事の提案をさせていただきます。</p> <p>議事の(1)「いじめ問題対策委員会の会議運営について」では、「傍聴はできるが、議決により秘</p>

	<p>密会にした時は、この限りではない」としています。また、「傍聴の手続き、傍聴人の守るべき事項その他傍聴について必要な事項は委員長が別に定める」としております。</p> <p>議事（２）「いじめ問題対策委員会の会議録について」は、「別記にある内容を記載し会議録を作成するが、議決により秘密会とした時は、その内容、会議の経過及び意見の概要は記載しない」という内容です。また、「内容及び意見の記載にあたっては、個人情報等のプライバシーに配慮する」、「意見等発言者の氏名は記載しない会議録とする」としています。</p> <p>議事（３）「いじめ問題対策委員会の会議録の公表について」では、「秘密会の部分を除く会議録と委員名簿を市のホームページに掲載する」としています。</p> <p>最後に、議事（４）は、「傍聴に関する取扱いの基準」です。内容につきましては、説明いたしません。一般的な傍聴に関する基準だと思っております。</p>
委員長	ただいまの説明内容について何か質問はございませんか。
委員	例えば、委員会で被害者の保護者の方の話を聞いてみたいとか、本人がこの会に参加したいとなった場合、来ていただくことは可能なのでしょうか。
事務局	条例の第 13 条に「関係者の出席」という規定があります。「委員長は対策委員会において、必要があると認める時は関係者の出席を求めて、その意見もしくは説明を聞き、または、関係者から必要な資料の提出を求めることができる」とありますので、委員長判断により、保護者に関わらず、関係者の意見を聞きたいという場合は出席をお願いすることとなります。
委員長	他に何か質問はございませんか。 それでは、一括でお諮りします。議事（１）「安芸高田市いじめ問題対策委員会の会議運営について」から議事（４）「安芸高田市いじめ問題対策委員会の傍聴に関する取扱いについて」までの４つの議案について、ご異議ございませんか。
委員	異議なし。
委員長	異議なしと認め、提案のとおり決定いたします。
委員長	次に、日程第 3 「報告」に移ります。 （１）「平成 26 年度のいじめ問題等の状況について」事務局から報告をお願いします。
事務局	<p>資料 3 をご覧ください。</p> <p>平成 26 年度の、いじめのみならず、生徒指導上の諸問題の件数等についてまとめてあるものです。これについて、特徴的な部分を説明させていただきます。大きく分けて、暴力行為、いじめ、不登校という順で報告します。</p> <p>まず、暴力行為です。小学校は 6 件、中学校は 3 件が生じました。平成 25 年度と比較すると小学校は 10 件、中学校は 5 件、それぞれ減少しました。小学校は対教師暴力、生徒間暴力、器物破損がそれぞれ 2 件ずつ起きており、いずれも特定の小学校の複数の特定児童が繰り返したものであります。中学校の 3 件は、3 校別々に生じたもので、3 件とも生徒間暴力です。小学校については、警察や児童相談所、行政関係各課と連携しながら対応してまいりました。平成 27 年度現時点までは、小学校 0 件、中学校 2 件であります。</p> <p>続きまして、いじめの認知件数でございます。小学校は 10 件、中学校は 7 件でありました。平成 25 年度と比較すると、小学校は 3 件減少し、中学校は 2 件増加しました。この内、解消に至ったものは小学校 8 件で解消率 80%となります。残りの 2 件につきましては、一定の解消は見られるものの継続支援としています。中学校は 7 件ともすべて解消され、解消率 100%となっています。重大事態としてのいじめは生じておりません。また、全体をみますと、小学校 2 年生から中学校 3 年生まで、1・2 件ずつ散らばって生じていますが、小学校 6 年生</p>

と中学校1年生は4～5件ずつ生起しています。

いじめの態様としては、冷やかし、からかい、悪口、脅し文句など嫌なことを言われるというものが一番多く、次に金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりするというものが多くあります。多くは、本人や保護者からの訴え、いじめアンケートにより発見されており、保護者や家族、学級担任、友人に相談しているケースが多くあります。また、いずれの件も学級担任をはじめ学校の教職員が児童生徒個別に聞き取りをしながら、保護者と連携しながら加害者側の児童生徒や保護者からの謝罪等を含めた対応をし、一定の解消にいたっています。本年度は現時点で小中ともに1件ずつ起きております。このうち中学校は既に一定の解決をしています。

続きまして、不登校です。昨年度小学校は12人、中学校15人でありました。前年度と比較すると、小学校は4人の増加、中学校は増減がありません。小学校1年生から中学校3年生まで、各学年1～3名ずつ散らばって存在していますが、中学校3年生は10名となっています。これらのうち、指導の結果、登校できるようになった児童生徒は、小学校7名、中学校6名で、約半数が学校に復帰することができました。外部連携で最も多いのが適応指導教室であり、小学校6件、中学校4件です。その他は教育委員会、児童相談所、病院などです。本年度現時点で、不登校児童生徒は、小学校1人、中学校4人です。

続きまして、各学校の取組です。安芸高田市いじめ防止基本方針を受け、市内19小中学校すべての学校で「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめ防止に係る年間計画を明確にし、取組を進めています。組織的な取組の充実を図るため、いじめ防止及び早期発見・早期対応を組織的に行う、いじめ防止委員会を校務運営組織に位置づけており、児童生徒理解及びいじめの未然防止に向けた取組等について校内研修をそれぞれ年4～5回程度行っております。また、教育長の話にもありましたが、川崎市の男子生徒殺害事件を踏まえまして、学校、行政、地域社会の努力により、事件を防ぐことができなかつたという思いや他にも危険にさらされている児童生徒がいるのではないかとこの危機感を持って対応していくことが求められておりますが、3月31日に文部科学省から「児童生徒の被害の恐れに対する学校における早期対応について」の「指針」が示されました。この中で、次のような場合については、特に対応を強化するという風になっています。

- ①児童生徒が所在不明の場合
- ②家庭の協力を得にくく、連絡が取れない場合
- ③学校外の集団との関わりがある場合
- ④欠席が続く場合

となっています。これらを踏まえて、本市においては、緊密な家庭訪問の実施、学校と市教委との連携の強化、子育て支援課・危機管理課・子ども家庭センター等の関係機関との連携、ケース会議の実施などを行っています。さらに、安芸高田警察署との連携、及び、連携に関する協定の締結の予定をしております。また、スクールサポーターの学校への派遣などの取組を進めております。

いじめは「どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」という認識に立ち、認知件数を問題にするのではなく、むしろ積極的に認知した上で、解消率を上げていく取組みをしています。そのために、児童生徒への定期的なアンケート及び個人面談等を実施し、その結果を保護者へ積極的に報告しています。今学期も19校全ての小中学校で実施され、保護者への報告が行われております。

また、合わせて、いじめ発見のポイント、命や友情等をテーマとした道徳授業参観日の開催や携帯電話のモラル研修などをおして保護者への啓発を実施しています。

	以上で報告を終わります。
委員長	ただいまの説明内容について何か質問はございませんか。
委員	保護者への連絡というのは具体的には、どのようにされているのでしょうか。紙を配っただけでは、きちんと読まれているかはわかりませんよね。どのような形でされているのか教えてください。
事務局	<p>基本的には、まず家庭訪問です。直接、保護者の方とお会いをして顔を見ながらお話をさせていただくというのが基本です。また、いじめアンケートに関しては、書かれていることをそのまま開示するということではないですが、数値を集計したり、いくつか特徴的な案件につきましては、まとめて懇談会等で全体にお話ししたり、数値的なものについてはプリントにしてお配りをしたりしながら説明しています。</p> <p>(いじめ事案に直接関係する) 当該児童生徒の保護者については、懇談会等を利用して、直接保護者の方とお話をさせていただくということもしています。</p>
委員長	他に質問はありますでしょうか。
委員	いじめ事案が生じた場合、まずは当事者同士での問題にするのか、PTA含め学校全体としての問題にするのか、そのあたりの線引きはどのようにされているのでしょうか。
事務局	ケースバイケースということもありますが、基本的には、関係する児童・保護者とよく話をすることがまずは第一です。しかし、学校全体に関わることもありますので、そうなりますと保護者会という形で皆さんに集まっていただき、詳しくお話をさせていただくということもあります。
委員	例えば小学校6年生がいじめや暴力行為を起こしたとして、その6年生が卒業していくと、中1になります。そうすると、小学校の件数は減少して、中学校の件数が増えるかもしれませんね。その場合、小学校では「解決」ということになるのか。中学校で同じことをした場合は「継続」ですよ。
事務局	<p>不登校に関しては、中学校では、卒業により減るということがありますが、逆に小学校からの継続で加わるということがありますので、全体的にはあまり変わらないというのが本当の所です。</p> <p>暴力行為におきましては、26年度に小学校6件とありますが、当該児童が中学校に入学する前の春休みに、小中連携により中学校の先生が児童及び保護者と、中学校入学の節目を大事にしようという話をしていく中で、中学校へ入学してからは暴力行為がなくなりました。</p> <p>いじめに関しては、小学校も中学校もそれぞれ迅速に取り組を行った結果、多くの事案は解消となっております。しかしながら、先ほど申しましたように2件については、昨年度からの継続となっております。</p>
委員長	それ以外に他に何かありますでしょうか。
委員	いじめのアンケートは全生徒が行っているのですか。内容はどのようなものがあるのですか。
事務局	全児童、生徒及び保護者にも行っています。例えば、「いじめを見ましたか」、「いじめをしているのを聞いたことはありませんか」とあるとか「あなた自身がいじめを受けたということはありませんか」とか「いじめをしたことがありますか」など簡単な問いになっています。
委員長	<p>他に何かありませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次に、日程第4の協議に移ります。</p> <p>(1)「平成27年度はいじめ事案について」は、安芸高田市市内小中学校で生じた、いじめ事案の具体的な内容について協議することになります。個人のプライバシーに配慮する必要がありますので、日程第4については秘密会としたいと思います。ご異議ございませんか。</p>
委員	異議なし。

委員長	異議なしと認め、日程第4は秘密会とします。
<p style="text-align: center;">《秘密会のため「日程第4」の会議録は省略》</p>	
委員長	最後に日程第5「その他」に移ります。 委員の皆さん方あるいは事務局から何かございますか。
事務局	事務局から3点お伝えしたいと思います。 まず、「条例」の第12条にも規定されております、「守秘義務の徹底」を今一度お願いしたいと思います。この会議の非公開部分の内容について、他のところで話すということがないようお願いいたします。また、先ほど申しましたように、取扱注意の資料につきましては、お帰りの際に回収いたします。よろしく申し上げます。 次に、今年度の会議予定ですが、年3回ということで11月と2月にもう2回予定しております。ご承知おきください。 最後です。日程第4の「平成27年度のいじめ事案について」の内容は、秘密会ということで会議録には残りませんが、会議の中で皆さまからいただきましたご助言、ご指摘等は教育委員会で真摯に受け止めさせていただきます。今後のいじめ事案の対処等に生かしていきますので、その点についてご了解いただきたいと思います。
委員長	ありがとうございます。他にありませんか。
委員	7月28日13時半からクリスタルアージュの大ホールで、自分の子供さんをいじめで亡くされた方の講演があります。ぜひ聴いていただければと思います。
委員長	他にありませんでしょうか。それでは、以上で本日の日程を全て終了いたします。熱心にご協議をいただきましてありがとうございました。 ここで、事務局にお返しいたします。
事務局	ありがとうございました。閉会にあたりまして、副委員長よりごあいさついただきます。よろしくお願いいいたします。
副委員長	対策委員の皆さま方、本日はお疲れ様でした。事案をとおしてそれぞれの立場でのご意見をいただき、改めて自分自身の委員になったことへの自覚や責任を深めたところがございます。 岩手で起きた事件につきましては、言葉にならない痛ましいことではございますが、これは決して遠くのことではないという自覚を持ちながら、それぞれの立場で子供たちを見守っていかれたらと思います。 また、会の中では申しませんでした。いじめの事案をとおして、学校で行き詰った時には、いろいろな専門機関がしっかりサポートしてくれる体制が安芸高田市にはあるということを改めて心強く感じさせていただいたところです。 今後も2回程度の開催ということですが、よろしくお願ひしたいと思います。 本日はどうもありがとうございました。